

令和6年度

設計指針「耐震設計」改定内容検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 土地改良技術事務所

項 目	内 容	備 考										
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	令和6年度設計指針「耐震設計」改定内容検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。											
(目的) 第1－2条	本業務は、土地改良事業設計指針「耐震設計」（以下、設計指針「耐震設計」という。）の改定に向けて、本業務及び過年度業務にて収集・取りまとめた耐震設計に関する事例、改定内容の検討・検証結果をもとに、設計指針「耐震設計」への反映箇所の検討を行うとともに、次期設計指針「耐震設計」の改定素案の全体構成を検討することを目的としている。											
(場所) 第1－3条	本業務は内業である。											
(一般事項) 第1－4条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。 1) 作業実施の手順、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 3) 受注者は、常に業務内容を把握し業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。											
(管理技術者) 第1－5条	管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－土質及び基礎 建設－鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr> <tr> <td>建設</td><td>土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート</td></tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－土質及び基礎 建設－鋼構造及びコンクリート	農業	農業土木 農業農村工学	建設	土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート	
資格	技術部門	選択科目										
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－土質及び基礎 建設－鋼構造及びコンクリート										
	農業	農業土木 農業農村工学										
	建設	土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート										

項 目	内 容			備 考
(担当技術者) 第 1－6 条 (配置技術者の確認) 第 1－7 条 (保険加入) 第 1－8 条 第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条 (貸与資料等) 第 2－2 条 (参考資料及び貸与資料の取扱い) 第 2－3 条	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		
		土質及び基礎		
		鋼構造及びコンクリート		
	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。			
	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において業務組織計画を変更する際も同様とする。 2. 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とする。			
	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を掲示しなければならない。			
	設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業設計指針「耐震設計」平成 27 年 5 月」を適用する。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。			
	貸与資料は、次のとおりである。 そのほか、貸与資料として必要なものは、別途監督職員から通知する。			
	分類	貸与資料	数量	
	業務報告書	令和 4 年度 耐震設計事例整理検討業務	1 式	
業務報告書	令和 5 年度 耐震設計事例整理検討業務	1 式		
第 2－1 条、第 2－2 条に示す図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 1. 適用する図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、				

項 目	内 容	備 考
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 (作業の留意点) 第3-2条	又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2. 適用する図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 3. 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 本業務における作業項目及び数量は、別紙【作業項目内訳表】のとおりである。 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 1. 作業項目における追加の資料が必要な場合は、監督職員と調整を行い、発注者側で資料収集を行い、受注者に貸与することとする。 2. 技術的課題の検討を行う上で、解析等を必要とする場合は、事前に監督職員と協議するものとする。	
第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条	1. 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2. 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。 3. 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。	
第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとし、管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階（作業計画の提示） 第2回 中間打合せ（課題の整理段階） 第3回 中間打合せ（改定内容の検討結果整理段階） 第4回 中間打合せ（全体構成の整理段階） 最終回 報告書原稿作成段階 （業務内容が概ね終了し、報告書として取りまとめが可能な段階） なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	

項 目	内 容	備 考								
(有識者との打合せ) 第 5－2 条	本業務の実施に当たって、以下に示す時期に、有識者（農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所の担当者）の意見の聞き取りを行うものとする。 <table><tr><th colspan="2">打合せ段階</th><th>打合せ場所</th><th>備考</th></tr><tr><td>第 1 回</td><td>全体構成の検討</td><td>農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門 (茨城県つくば市観音台)</td><td>日帰り</td></tr></table>	打合せ段階		打合せ場所	備考	第 1 回	全体構成の検討	農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門 (茨城県つくば市観音台)	日帰り	
打合せ段階		打合せ場所	備考							
第 1 回	全体構成の検討	農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門 (茨城県つくば市観音台)	日帰り							
第 6 章 成果物 (成果物) 第 6－1 条	成果物を共通仕様書第 1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)									
(成果物の提出先) 第 6－2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 名古屋市中区三の丸 1 丁目 2 番 2 号 東海農政局土地改良技術事務所									
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7－1 条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (2) 第 5－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (3) 第 5－2 条に示す「有識者との打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第 6－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 「有識者との打合せ」の内容により追加作業及び作業内容の変更が生じた場合 (6) 履行期間の変更が生じた場合 (7) 関係機関等対外的協議等により変更が生じた場合 (8) その他									
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8－1 条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。									

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1 準備作業	過年度の関連業務で整理した内容を把握し、参照する基準類の動向等について情報収集を行う。	1式	
2 検討事項の抽出及び課題の整理			
2-1 建築物の耐震設計に関する検討事項の抽出	貸与する土地改良施設の建築物（管理施設、操作室）の耐震設計事例をもとに、土地改良施設の建築物（管理施設、操作室）の耐震設計における留意事項などの検討事項を抽出し、整理する。 また、設計基準「頭首工」（改定予定）における管理施設の耐震設計の内容や、上水・下水道における建築物の耐震設計の内容等も併せて整理し、上記の検討事項の抽出、整理に資する。	3件	
2-2 機械設備の耐震設計に関する検討事項の抽出	貸与する土地改良施設の機械設備（ゲート、開閉装置、機側操作盤）の耐震設計の事例をもとに、施設概要、耐震設計の照査に当たり実施した調査、検討条件（重要度区分、想定する地震動、地震波形、耐震性能、限界状態など）、検討手法（解析手法とその選定理由など）、検討結果、耐震補強工法、工法選定理由、その他必要な事項について整理した上で、機械設備の耐震設計に関する調査・検討事項とその内容、条件設定、照査手順及び、耐震補強技術の分類と内容、工法選定の考え方、その他留意事項などの検討事項を抽出し整理する。 なお、耐震設計の事例は、「頭首工」及び「ダム」の関連業務からの抽出を想定している。	3件	
2-3 課題の整理	上記を踏まえ、関連する技術基準類への将来の反映を念頭に今後の課題を整理し、対応方針を作成する。	1式	
3 改定内容の検討			
3-1 現行の設計指針「耐震設計」に関する質疑内容の整理	現行の設計指針「耐震設計」（以下、「耐震指針」という。）に関する質疑・回答について、耐震指針における章立てに従い分類・整理し、処理方針について精査するとともに、耐震指針への反映の要否について検討する。 なお、質疑・回答は、現行の耐震指針制定以降（平成27年5月以降）において、耐震指針を使用する実務担当者からの質疑・回答（24件）とし、発注者より電子データにて提供する。	1式	
3-2 新規追加工種の記載内容に関する検討	現行指針に記載のない工種（水路トンネル）について、令和5年度業務で整理した検討事項及び課題を踏まえ、耐震指針への記載方針及び内容について検討する。	1式	
4 改定素案の検討			
4-1 全体構成の検討	令和4年度、令和5年度及び本業務において抽出した検討事項及び課題を踏まえ、改定素案の全体構成（目次）、対象工種、主な改定内容（骨子）を検討、整理する。	1件	
5 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	